一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条第一項に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。

二　兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三　兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。

四　正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（部外診療の承認の申請）

第三条　部外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　矯正医官の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級

二　矯正医官の正規の勤務時間

三　部外診療先及びその職名

四　部外診療先における勤務時間、勤務の内容及び部外診療の予定期間

五　矯正医官がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容

六　矯正医官が報酬を得て、部外診療を行う場合には、その金額

七　部外診療を必要とする理由

八　その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条　法務大臣は、矯正医官の部外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　部外診療を承認した年月日

二　矯正医官の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級

三　部外診療先及びその職名

四　部外診療の予定期間

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第三十一条の施行に伴い、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。